

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

I 適切な管理運営の確保

1 施設の設置目的、基本方針等

施設の設置目的及び管理の基本方針の達成に向けた取組みがなされているか。

自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
S	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的を十分に理解し、「指定管理者業務仕様書」の「第 1 基本方針」に示されている各項目の内容に留意また遵守し、施設の適正な管理運営を確保し市民サービスの質の向上を図っている。 ・ホームページを利用し勤労青少年ホームの設置目的等の明文化を行っている。 ・オリエンテーション（登録者への説明会）やクラブ代表者会議等を行い基本方針の周知に努めている。 ・利用登録受付時に施設説明や、講座やクラブ活動時に利用者との積極的なコミュニケーションを図り、基本方針周知に心がけている。 ・公の施設であることを常に念頭におき、利用者の平等な利用の確保をしている。 ・占用利用の少ない時間には特別利用として一般の方へ施設の貸し出しを行っている。 ・勤労青少年（15歳～35歳）以外の方にも、定員に満たなく、勤労青少年ホームの趣旨を理解頂ける場合については、30代までの方の講座・クラブの参加を認めている。 ・利用者の多様なニーズに応え、対象を勤労青少年に限定しない特別講座（料理・ヨガ）を特別利用の時間帯（午前9時～午後5時）で実施し、サービスの提供を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的の理解度 ・施設の設置目的の達成度 ・基本方針の明文化 ・基本方針の周知状況 ・平等利用の確保

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

	最終評価	所見	
	A	<ul style="list-style-type: none"> ・職員全員が設置目的を理解し、勤労青少年の福祉の増進に努めており、利用者や講師に対しては、ホームページやオリエンテーション、会議等を通し設置目的や基本方針の周知を図っている。 ・独自企画の特別講座の開催により、利用登録者以外にもホームの活動内容を周知する機会を設けており、利用登録者の増加を図っている。 ・占用利用と特別利用の利用状況を十分に把握・分析しながら、利用登録者以外の特別利用の拡大に努め、施設の有効利用と平等利用の確保を図っている。 ・利用者に基本方針が浸透するよう、今後も折に触れ施設の目的を確認する機会を設けていく必要がある。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

2 適切な管理の履行

開館時間、個人情報の管理、定期報告等は、仕様どおり遵守されているか。

自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
A	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間、開館日は、会津若松市勤労青少年ホームの管理に関する協定書に従い、遵守している。 ・市文化センター及び市老人福祉センターと共同制作している利用ガイドや、勤労青少年ホームにて制作しているパンフレット等で周知に努めている。 ・留守番電話や文化センター、勤労青少年ホーム出入口に施設案内板等を設置し、休館日、開館時間等の案内を実施し、周知に努めている。 ・会津若松市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、当サービスセンターが独自に定めている個人情報保護に関する要綱の規定に従い、適切な管理を行っている。 ・パソコンについても、ウイルス対策ソフトによりセキュリティを強化するとともに、記録媒体等により個人情報を持ち出さないよう管理を行っている。 ・マイナンバー制度導入に伴い、特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針を定め、適正な取扱いを確保し、安全な管理をしている。 ・報告は、会津若松市勤労青少年ホームの管理に関する協定書に従い、遵守している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・供用時間、開館日の遵守 ・供用時間等を変更した際の利用者への周知、市への承認 ・個人情報の適切な管理 ・適切な定期報告

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

	最終評価	所見	
	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用時間、開館日については、協定書を遵守し、適切に運営している。 ・ 施設利用の受付期間や料金、講座・クラブ活動の案内等については、市政だよりやホームページを利用し、利用者への周知を図っている。 ・ 施設利用のない土日を臨時休館日としているが、臨時休館日や供用時間等の変更については、留守番電話や施設案内板を活用し、利用者への周知に努めている。 ・ 個人情報の保護にあたっては、市の条例規則を遵守するとともに、独自に要綱を制定し、適切に管理している。 ・ 定期報告については、協定書を遵守し、適正に行われている。 ・ 祝日が土日にあたり開館した場合も振替休館日は設けず、開館日の拡大を図っている。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

3 職員の状況		
職員の勤務形態、人員体制は適切か、また、職員による利用者への接遇は良好か。		
自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
A	<ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市勤労青少年ホーム指定管理者平成31年度事業計画書に従い、適切な人員配置及び役割を分担し業務を実施している。 ・超過勤務等の勤務時間についても、労働基準法に基づき適正な労務管理を行っている。 ・勤務体制は、仕様書等に従い遵守している。 ・勤務のローテーション、シフト調整や土日の代行員委託の活用等、勤務コストの抑制や効率的な管理運営に努めている。 ・利用者に対し適切な接遇を行っている。 ・職員の服装は、仕様書等に従い遵守している。 ・職員へブルゾン等を支給し、それらを着用することで統一を図り、施設利用者に対しても施設管理者であることを認識しやすくするよう心がけている。 ・職員の資質の向上を図るため、研修会やセミナー等に参加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に沿った人員配置、役割分担 ・超過勤務の有無 ・職員の接遇、服装
最終評価	所見	
A	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に沿って適切かつ効率的に人員配置、役割分担を行い、職員全員が連携しながら一体となって業務に取り組んでいる。 ・本施設は勤労青少年を対象としているため、夜間の活動が主となり、また職員数も少数であることから、超過勤務による窓口対応等が避けられないが、交代制の勤務形態を取り入れるなど、現体制において柔軟に対応し、超過勤務時間の削減に努めている。 ・職員全員が名札の着用を徹底し、責任感を持って利用者や来客の対応にあたっている。また服装も適切である。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

II 利用者サービスの維持向上

1 利用状況

利用の実績、施設の稼働率に向上が見られるか。あるいは減少した場合は合理的な理由があるか。

自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
A	<p>※2月27日以降のクラブ活動は、新型コロナウイルス感染症対策のため活動休止</p> <p>※3月の講座は、新型コロナウイルス感染症対策のため1講座を除き中止</p> <p>※2月29日の連絡会事業（リサイタル）は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止</p> <p>※会津若松市より新型コロナウイルス感染症対策のため、特別利用の運営方針指示有（取消しの場合は利用料金全額返金等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者数は減少した。 (平成30年度：281名 令和元年度：262名) ・講座のべ登録者数は横ばい。 (平成30年度：151名令和元年度：155名) ・クラブのべ登録者数は横ばい。 (平成30年度：279名 令和元年度：272名) ・講座開催数は増加、受講者数は横ばい。 (平成30年度：94回、525名 令和元年度：115回、529名) ・クラブ開催数、出席者数共に減少した。 (平成30年度：498回、3,463名 令和元年度：458回、2,867名) ・若年者支援事業は、カウンセリング開催数は減少、参加者数は増加した。 セミナー開催数、参加者数は共に減少した。 (カウンセリング 平成30年度：24回、12名 令和元年度：22回、20名 セミナー 平成30年度：4回、28名 令和元年度：1回、10名) ・施設利用は、占用利用、特別利用共に利用件数、利用人数は減少した。特別利用の申請件数の減少に伴い収入も減少した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 ・稼働率

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

		<p>利用件数及び利用人数</p> <p style="padding-left: 20px;">占用利用 平成30年度：520件、5,973名 令和元年度：505件、4,956名</p> <p style="padding-left: 20px;">特別利用 平成30年度：1,234件、16,874名 令和元年度：1,166件、14,523名</p> <p>申請件数及び収入 ()内は減免利用</p> <p style="padding-left: 20px;">平成30年度：820件(322件)、655,395円 令和元年度：736件(285件)、627,530円</p>	
	最終評価	所見	
	A	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の視点に立って事業内容、運用方法等の改善を図っている。また、受付期間拡大や入りやすい窓口の設置等、利便性向上に取り組んでいる。 ・講座について、受講者数横ばい推移。今後も利用者の意見や要望を取り入れながら積極的な講座の新設・改廃、開催形態やジャンルの変更等を検討し受講者数の増加に向けた工夫を図られたい。 ・クラブ活動は、利用者の自主的な活動として行われている。当年度は感染症対策のため2/27からクラブ活動を休止したため、開催数・出席者共に減少した。 ・講座・クラブ活動それぞれを活性化していくことはもちろんのことであるが、講座に参加した人がクラブに加入する、あるいはクラブを新設する流れをつくるなど、相乗効果のある取り組みを図られたい。 ・若年者支援事業のカウンセリングについては勤労青少年のみならず、青少年全般の就労に向けた支援という意味合いもあるため、引き続き取り組まれたい。 ・施設利用件数及び利用人数について、大幅に減少となった。新型コロナウイルス感染症対策の影響が大きく表れたことが要因と思料される。今後、感染症対策を徹底したうえで、適正利用に取り組まれたい。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

2 サービス内容の向上		
利用者サービスの向上のための取組を行っているか。		
自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
S	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい受付窓口を目指し、常時事務室の扉を開け入りやすい窓口としている。また、利用者に各種情報提供を行うため掲示板を設置している。 ・公共施設予約システムの利用、振込みによる支払、ホームページでの各種申請書類のダウンロード、クラブ活動日程の案内等利便性の向上に向けた取り組みを継続している。 ・随時見学希望者をクラブ、講座の会場等へ案内している。 ・随時特別利用の施設見学者を会場等へ案内している。 ・会津若松市接遇マニュアルを参考に電話対応を行っている。 ・提案内容の履行の状況は、利用者の意向やニーズ等を反映し、指定管理者応募時に提案したとおり履行することができた。 ・9時開館時間前の8時30分入館を許可し、準備等についても柔軟に対応し供用を行っている。 ・休館日については、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が、日曜日又は土曜日に当たる場合でも、振替日は設けず開館している。 ・特別利用及び占用利用の受付期間の拡大を行っている。（特別利用1月前→2月前、占用利用2月前→6月前） ・各種修繕（カーテン交換、看板製作、流し台修繕等）実施しサービス向上を図った。 ・施設利用者専用コピー機設置を継続している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受付窓口（掲示板等）の状況 ・利便性向上の取組 ・見学への対応 ・電話対応 ・提案内容の履行の状況 ・利用者サービス向上のための柔軟な供用の実施

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

	最終評価	所見	
	S	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい受付窓口を目指し、常時事務室の扉を開け入りやすい窓口としている。また、利用者に各種情報提供を行うため掲示板を設置している。 ・公共施設予約システムの利用、振込みによる支払等利便性の向上に向けた取り組みを継続している。 ・随時見学希望者をクラブ、講座の会場等へ案内している。 ・随時特別利用の施設見学者を会場等へ案内している。 ・会津若松市接遇マニュアルを参考に電話対応を行っている。 ・提案内容の履行の状況は、利用者の意向やニーズ等を反映し、指定管理者応募時に提案したとおり履行することができた。 ・9時開館時間前の8時30分入館を許可し、準備等についても柔軟に対応し供用を行っている。 ・土日が祝日であった場合には開館し、かつ振替休館日を設けない等、利用者の利便性を確保しつつ通常の開館日時を仕様どおり遵守している。 ・受付期間について、特別利用を1月前→2月前、占有利用を2月前→6月前として拡大を行い、サービスの向上を図った。 ・各種修繕を実施しサービス向上を図った。また、利用者に危険が及ぶ可能性のある個所など安全性の面で問題があるものを特に優先して迅速に修繕対応を行っている。 ・施設利用者専用コピー機設置を継続している。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

3 利用者からの意見抽出、苦情等の処理 利用者が意見を述べやすい環境を整備しているか、また速やかに対応できる体制を整備しているか。		
自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
S	<ul style="list-style-type: none"> ・意見箱の設置、クラブや講座日誌等を利用し、特別利用者、登録者の声を抽出している。 ・連絡会活動（イベントや会議等）やクラブ活動に職員も積極的に参加し、登録者とのコミュニケーションを図り意見を抽出している。 ・意見、苦情等の記録として会津若松市勤労青少年ホームの管理に関する協定書第36条に従い報告書を作成し提出している。 ・大きな問題となる苦情等はなし ・速やかに対応できる体制として、職員ミーティングや三施設の調整会議等の体制を整備している。 ・運営委員会を設置し登録者や講座・クラブ講師、市、企業等からの意見を抽出している。 ・講師会議やクラブ代表者会議を開催し講師や登録者からの意見を抽出している。 ・駐車場混雑に対する苦情の対応として窓口専用駐車場を設け、車両の監視、誘導を適切に行っている。 ・利用者の意見を取り入れ、観光情報案内等を設置している。 ・過去、トイレの臭いについての苦情があった為、脱臭効果のある炭の設置を継続している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見受付窓口等の設置 ・意見、苦情等の記録 ・苦情等への対応状況

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

	最終評価	所見	
	S	<ul style="list-style-type: none"> ・意見箱を設置しているほか、クラブ、講座日誌等を利用し、日頃から利用者の意見を受ける体制が取られている。 ・連絡会活動（イベントや会議等）やクラブ活動に職員が積極的に参加し、利用者と交流を図りながら意見の抽出に努めている。 ・運営委員会の設置、及び講師会議やクラブ代表者会議を開催し、登録者、講座・クラブ講師、市、企業等からの意見を抽出できる環境を構築している。 ・築40年以上という古い施設でありながらも、利用者の声を反映し、施設設備の修繕を行うなど要望に対して適切に対応している。 ・苦情等があった場合には、全職員が共有認識のもと迅速に対応するための体制が構築されている。 ・苦情については、現在のところ市にも寄せられていない。 ・中～大規模イベント時の周辺駐車場の混雑に関して、勤労青少年ホーム、文化センター、老人福祉センターの3館の協力体制、事前のイベント情報共有、駐車場誘導や交通整理等の現場運用体制を構築し、改善している。 ・利用者の意見を取り入れ、観光情報案内等を設置するなど副次的なサービスにも取り組んでいる。 ・過去、トイレの臭いについての苦情があった為、脱臭効果のある炭の設置を継続するなど、苦情に対して持続的な対応が図られている。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

4 広報、PR活動

積極的な広報、PR活動を行っているか。また、その内容は適切か。

自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だよりを利用し、折込チラシを年2回作成配布している。 ・ (有) ザ・タイムリーが発行する情報誌「月刊／べこばす」に情報掲載をしている。 ・ ポスターを作成し体育館、公民館等の公共施設や関係機関に掲示を依頼している。また、公共施設以外の大企業等にも掲示を依頼するなど、幅広い広報に努めている。 ・ 企業訪問を実施。チラシ配布及びポスター掲示を行った。また、登録者にも協力を得てチラシの配布を行っている。 ・ 上記記載以外の広報及びPRの手法としては、FMあいつ、当サービスセンター会報、新聞、ホームページ、facebook等を利用して行っている。 ・ ホームページについては、勤労青少年ホームのターゲット層に合わせたイメージで製作しスマートフォン対応サイトとしている。業者による更新と職員が直接更新できるシステムを構築し最新の情報を発信している。 ・ B6サイズのチラシを作製し、A4サイズが置きにくい場所へ設置（コンビニ等）している。 ・ 運営委員会や登録者による会議等で常に、広報活動方針を話し合い、登録者拡大の活動に反映している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌、PR誌等の作成 ・ チラシ等の作成 ・ ホームページによるPR ・ 情報提供のパンフレット

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

	最終評価	所見	
	A	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だよりや民間情報誌への記事掲載や年2回の折込チラシ、公共・民間施設へのポスター掲示、ラジオ放送、SNSの活用など様々な手法により、幅広くPR活動を行っている。 ・週に1回程度、企業や小売店など数社ずつ訪問し、利用登録の呼びかけやチラシ・パンフレットの配布、ポスター掲示の依頼など利用者の増加に向けて意欲的に取り組んでいる。 ・広報内容は、施設の特別利用にも配慮した内容としており、施設の有効利用に繋がっている。 ・運営委員会等の会議を活用して、効果的な広報手法等を議論し、PR活動に反映させている。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

5 自主事業の実施状況		
計画した事業が適切に実施されているか。また、内容は効果的なものであったか。		
自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
S	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会主催によるホーム祭を実施し、勤労青少年ホームの周知を行っている。 ・連絡会活動における様々な取組みにより若者の仲間意識や社会性が養われている。 (親睦会やホーム祭等のイベント開催にあたり幹事会、常任委員会等 27回開催) ・登録者による連絡会である為、登録者のニーズに沿った事業内容となっている。 ・事務局も顧問として連絡会に参加しており、勤労青少年ホームの目的から外れることがないよう取組んでいる。また、活動機会が増えるように取組んでいる。 (令和元年度10イベント開催) ※中止含む ・連絡会のあり方検討会を開催し、ニーズの把握及び反映に向けての取組みを行った。 ・若年者支援事業として、生活・職業等に関する相談を実施している。 ・特別利用者のニーズを反映し、上記(Ⅱ-2サービス内容の向上)に記述したように、受付期間を拡大している。 ・勤労青少年ホーム登録対象者以外のニーズを反映して特別講座(料理・ヨガ)を実施している。 (受講者数 のべ129名) ・勤労青少年ホーム事業をとおし、多くの方が友人や恋人、伴侶と巡り合う出会いの場となっている。(令和元年度 1組婚姻) 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画事業の実施の有無 ・事業の効果 ・ニーズの把握、反映 ・事業の改善の取組

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

	最終評価	所見	
	S	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会活動の企画運営は、組織活動の活発化をねらい利用登録者主導で進めているが、職員も積極的に活動を支援し、活動機会の増加を図っている。 ・ホーム祭は、利用者同士の交流を深めるとともに、クラブ、講座の発表を通し、広範なPRに繋がっている。 ・年齢的に勤労青少年ホームの活動に参加できない人も視野に入れて独自企画の特別講座を実施しており、利用者からは概ね好評を得ている。 ・令和元年度は1組が婚姻関係になるなど、勤労青少年ホーム事業が多くの出会いの場としても利用されている。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

Ⅲ 維持管理		
1 施設、備品等の適切な維持管理		
施設、備品等が適切に管理され、良好な状態に保たれているか。		
自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
S	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定管理者業務仕様書」の「第5 施設及び設備の維持管理業務の基準」に示されている各項目の内容に留意また遵守し、施設の保守点検及び備品の管理を実施し良好な維持管理に努めている。 ・施設及び備品の損傷の有無については、経年劣化等による損傷が有る。市と協議しながら、修繕及び改修を実施している。 ・会津若松市備品台帳の写しを設置するとともに新規購入の備品については台帳に反映させている。 ・施設、備品等については、来館者や利用者の安全を優先に随時壊れた箇所の修繕を行っている。 (消防関係修繕、各種漏水や配管つまり修繕等) ・会津若松市勤労青少年ホームの管理に関する協定書第36条に係る報告書のとおり修繕を実施。 (消防設備、空調設備、ボイラー設備等の修繕) ・3月に受水槽事故が発生したが、3館及び関係機関と連携し対応を適切に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の保守点検の実施の有無 ・施設の損傷の有無 ・備品台帳の整備状況 ・備品の損傷の有無 ・施設、備品の修繕の実施状況
最終評価	所見	
S	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の設備については、専門業者への保守点検業務委託により適切に管理されている。 ・施設の損傷等については、日々の点検により損傷箇所の把握に努め、利用者の安全を優先に考え、計画的に修繕を行っている。また、市への報告も適切になされている。 ・備品は、随時修繕を行うとともに、備品台帳についても適切に整備、管理されている。 ・消防関係修繕や各種漏水や配管つまり修繕等、修繕を実施し、利用者の安全に努めている。 ・複合施設部分の修繕については、ホームと市文化センター、市老人福祉センターとの3館で調整会議を設け、情報共有を図り適切に実施している。 ・受水槽事故が発生した際、3館が協力して飲料水の提供を中止するなど適切に対応を行った。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

2 清掃業務		
清掃が適切に行われ、利用者が快適に利用できる環境が維持されているか。		
自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
S	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定管理者業務仕様書」どおりに履行している。 ・利用者が快適に利用できる環境の維持に努める為、施設の利用状況や清掃現場を随時確認し清掃員への指示等を行っている。特に水回りについては、環境維持に心がけている。 ・清掃用器具及び薬剤等消耗品は、清掃業務委託業者が補充している。それ以外の消耗品については、職員が随時補充を行っている。 ・日常清掃、定期清掃を行い、清掃を実施した。また、窓口等の清掃については、当サービスセンター職員も行い、汚れのないよう注意し清掃を行っている。 ・除草については、年2回委託し行っている。その他にも、三施設職員と老人福祉センター利用者と協力し行っている。 ・庭園等の整備については、上記記述の除草や、雪囲い及び除去作業業務、アメリカシロヒトリ防除消毒業務の委託業務、その他にも、「美しい環境のまちづくり」の実現の為に、敷地を花で飾る植栽等を実施している。 ・職員で年末等に料理講習室の食器やガス台等の大掃除を実施している。 ・連絡会の主催で、利用登録者と共に料理講習室の清掃を実施している。 ・施設利用者で部屋利用後の清掃を実施している。 ・三施設職員でどぶさらいを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃業務の実施状況 ・消耗品の補充 ・除草等の状況 ・庭園等の整備状況

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

	最終評価	所見	
	A	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃業務は、業務委託及び職員により適切に行われており、消耗品の補充も適宜なされている。 ・除草、庭園等の整備については、業務委託のほか職員等によりきめ細やかに実施されており、きれいな環境が保たれている。 ・職員が実施する3館合同の側溝清掃や除草を中心となっていくとともに、利用者と一緒に施設の清掃を実施するなど、快適な環境作りに積極的に取り組んでいる。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

3 施設の安全性の確保

利用者にとって安心、安全な環境が維持されているか。また、事故、災害発生時の危機管理体制は適切に構築されているか。

自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
S	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定管理者業務仕様書」どおりに履行している。 ・警備については、文化センター及び老人福祉センターとの協力体制のもと対応している。 ・職員が不在となる時間帯は、機械警備のほか、警備専門職員を配置し夜間と早朝あわせて2回の巡回警備を行っている。 ・文化センター、老人福祉センター、勤労青少年ホームの休館日や閉館後は、施設別に機械警備を行っている。 ・鍵は全て事務室で一括保管し、部屋の利用終了後に職員が施錠の確認を行っている。 ・巡回警備時にも施錠確認を行っている。 ・非常時の対応に備え、文化センター及び老人福祉センター、会津若松市との連携のもと、非常時の連絡体制と周知を盛り込んだ非常時対応マニュアルを整備している。 <p>また、利用者も参加し消防法第8条第1項に基づいた防災訓練を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時の対応に備え、全職員が普通救命講習を受講している。 ・上記（Ⅲ-1 施設、備品等の適切な維持管理）に記述したように、修繕や消防設備修繕等安全性の向上を図っている。 ・消防法令関係の改正による、統括防火管理者の選任及び全体についての消防計画の届出（変更）をしている。 ・爆破予告対応におけるマニュアルを制定している。 ・館内の廊下が雨や雪等で濡れていると滑りやすい為、フロアユニスタンドを購入し注意喚起を促している。 ・三館合同での防災訓練を年2回実施している。 ・防火戸や防火シャッターの閉鎖障害や廊下、避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・警備体制の整備 ・巡回等の実施状況 ・鍵の保管状況 ・施錠の体制 ・非常時対応マニュアルの整備 ・非常時連絡体制の整備、周知 ・利用者への注意喚起 ・研修、訓練の実施状況

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

		<p>階段、避難通路の物品の放置がないよう特に注意し管理に心がけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市勤労青少年ホーム指定管理者業務仕様書第5施設及び設備の維持管理業務の基準(8)複合施設管理業務で示す委託業務以外に防火対象物点検業務委託を実施し施設の安全性の確保に努めている。 	
	最終評価	所見	
	A	<ul style="list-style-type: none"> ・職員不在の時間帯は、機械警備のほかに警備員の巡回警備を行っている。 ・鍵の管理や施錠確認が適切に実施されている。 ・非常時連絡体制等が盛り込まれた非常時作成マニュアルを作成し、防災訓練を年2回実施している。また、全職員の普通救命講習受講など、非常時の安全性の確保に努めている。 ・3館全体の消防計画を策定し、単館での消防計画も見直すなど、緊急時の体制を整備している。 ・関係機関と連携し、トラブル対応にあたっている。 ・Ⅱ-2 サービス内容の向上と同様に、利用者の安全確保を優先し施設の維持管理を徹底している。防災安全に関する点検や訓練、建築基準法改正に関連した設備点検業務についても適切に実施・報告を行った。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

IV 収支の状況		
1 財務状況		
管理運営にあたり、適切な経理を行っているか。また、財務状況に問題は無いかな。		
自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
A	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び当サービスセンター規則に従い、経理書類の整備、経理担当の設置、伝票の保管を行っている。 ・事務局長を管理者とし通帳、印鑑を適正に管理している。 ・不明瞭な支出は無く、一般財団法人として監事2名を置き、決算については監事の監査を受け理事会の承認を受けた後、評議員会の承認をうける事となる。また、地方自治法に基づき会津若松市に決算報告を行っている。 ・税務に関する業務及び会計処理に関する指導及び相談等について税理士に委任している。 ・施設修繕整備引当金を積み立てて50万円以下の修繕に充てる等、施設管理や利用者の利便性向上のために適正に執行している。光熱水費、燃料費の抑制等、経費の削除に努めている。 ・「管理に係る経費の収支状況に関する事項 別添4」で報告のとおりとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経理書類等の整備状況 ・経理担当の設置の有無 ・伝票の保管状況 ・通帳、印鑑の保管状況 ・不明瞭な支出の有無 ・予算、決算の乖離 ・外部監査の実施 ・収支のバランス
最終評価	所見	
A	<ul style="list-style-type: none"> ・経理書類、伝票、通帳など関係書類や物品は、管理者である事務局長のもと、担当職員により適切に管理されている。 ・監事2名体制で適切な監査の実施に努めている。決算については、一般財団法人会津若松市勤労者福祉サービスセンターとして監査を受けた後、理事会と評議員会の承認を得ており、不明瞭な支出はない。 ・税務、会計処理については、税理士に指導等を委任しており、適正な予算執行に努めている。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

2 利用料金の収入実績		
収入の実績は伸びがみられるか。また、収入確保の方策は適切か。		
自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別利用料金収入は前年度実績を下回った。 申請件数及び収入（）内は減免利用 平成30年度：820件（322件）、655,395円 令和元年度：736件（285件）、627,530円 ・ 収入確保に向けた取組として、会津若松市「市政だより」やホームページに勤労青少年ホームの講座案内等（折込チラシ4ページ）と共に特別利用案内を含めた広報を行っている。 また、上記（Ⅱ-2サービス内容の向上）に記述したように、受付を1ヶ月前から2ヶ月前に変更し収入確保に向けた取組を実施している。これにより、定期的に利用する利用団体が増えている。その他、各部屋の備品等（料理講習室や茶道講習室等の道具関係の消耗品等含む）の充実や修繕を行った。 今後も、利用料金確保に向けた方策を検討していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入実績 ・ 収入の伸び率 ・ 収入確保に向けた取組
最終評価	所見	
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入確保に向け、市政だよりや折込チラシ、ホームページ等による積極的なPRや受付期間拡大による利便性の向上など施設の利用促進に積極的に取り組んでいる。 ・ 特別利用件数が減少し、減免利用の割合が更になくなったことが影響して、利用料金収入が減少している。 ・ 特別利用対象施設ごとに利用者・団体の傾向や、目的、利用時間数、利用料減免数等を分析し、利用件数と利用料収入を維持するような対策が求められる。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

3 経費の節減		
適切な経費の節減に向けた取組が行われたか。また、効果が現れているか。		
自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
S	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者へ経費の節減に向けて努力するよう指導している（冷房、暖房等の機器の使用や運転方法等）。これにより、手動によるデマンドコントロールを実施し、電気基本料金を抑えている。 ・利用者等へ節電等の呼びかけを実施している。 ・冷暖房の設定温度は冷房：28度、暖房：20度としている。 ・職員全員がエレベーターの利用を控え、クールビズを実施する等、節電に取り組んでいる。 ・光熱水費は増加した。要因の一つとして水道料金値上げや他施設の稼働率向上等が考えられる。 ・施設利用のない日曜日、土曜日は休館日とし、市民サービスを低下させることなく、経費削減に取り組んでいる。 ・市内に住所を有する事業者を優先するよう配慮しながら、指名競争入札を実施し経費削減に取り組んでいる。 ・灯油単価下落、使用料減少により燃料費は減少（前年度比税抜き平均2円程度下落）した。また、見積り合せを実施し上昇幅を抑制することに努めている。 ・光熱水費削減の為、修繕時には省エネ型の消防設備誘導灯への交換、トイレの節水型便器等へ切替えを継続的に行っている。利用率の高い1階男女トイレについては、電気の消し忘れが多くあることからセンサー点灯式へ切替えを行った。 ・経費の削減だけではなく、用紙購入の際等はグリーン購入法に基づき省資源、環境負荷の低減にも配慮している。 ・経費削減の為、電力契約の変更を行った。これにより施設全体で年間20%程度の削減につながった。 <p>光熱水費 (平成30年度 17,560,880円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の有無 ・取組の効果

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

		<p>令和元年度 15,571,220 円)</p> <p>燃料費</p> <p>(平成30年度 5,281,200 円 令和元年度 4,768,800 円)</p> <p>燃料使用量</p> <p>(平成30年度 60,000ℓ 令和元年度 54,000ℓ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だよりを利用し、折込チラシを年2回作成配布しているが、令和2年3月号は同時印刷が出来なかったことから、本来であれば単独負担となる配送料を公益財団法人会津若松文化振興財団発行の情報紙ふうが (fuga) と同時配布することを提案し実行したことで、配送料費用を半額とすることができた。(167,552 円→83,776 円) 	
	最終評価	所見	
	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房機器の経費節減について、委託業者に協力を要請しているほか、利用者に対して節電への理解を求めるなど職員全員が節電に努めている。 ・ 電気基本料金の低下に向けたデマンド値を調整する取り組みをはじめ、利用者に対し節電への理解を求めるなど職員全員が節電を意識しており、実際その効果もあらわれている。 ・ 複合施設であるため、単独での効果は確認が困難だが、引き続き市文化センターおよび市老人福祉センターと連携して経費節減に取り組まれない。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

V その他

1 市、関係機関及び地域との連携等

市、関係機関、地域との連携体制が適切に構築されているか。また、その他前記までの評価に合致しなかった取組について評価を行う。

自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
S	<ul style="list-style-type: none"> ・市や関係機関の協力を得て、クラブ活動や講座の会場使用等を中心に連携を図っている。 ・連絡会事業の「ホーム祭」を通して様々な団体、地域と連携を図っている。 (会津若松市、連合福島会津地域連合会等) ・連絡会で会津鶴ヶ城を守る会主催の清掃活動や会津まつり「会津磐梯山踊り」に参加している。 ・定期的に調整会議等を行い文化センター及び老人福祉センターとの連携を図り、取りまとめを行っている。 ・危機管理体制で記載したとおり連絡体制の整備を行っている。 ・改修工事や事故発生時に関係機関と連携し、対応を行っている。 ・適正な管理運営を図る為、常に市と連携を図りながら、諸案件を協議し適切な対応を行っている。運営委員会では会津若松市観光商工部商工課の勤労青少年ホーム担当職員に協力いただき運営委員を委嘱するなど、日常的に意見交換できる環境を整えている。 ・新型コロナウイルス感染症対策に取り組んだ。 ・駐車場確保のために協議等に尽力した。 ・3月に受水槽に係る事故が発生した。事故対応、利用者の安全確保等に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 ・特記事項

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

	最終評価	所見	
	S	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動や講座活動において、近隣の体育施設や文化施設等を使用するにあたり、当該施設管理者と綿密な連携体制を築いている。 ・ホーム祭ほか各種イベントを通して、様々な団体や地域と連携しながら、地域社会に根ざした活動を行うとともに、一般の方にも積極的に参加を呼びかけ交流を図っている。 ・連絡会活動の一環として地域の清掃活動への参加を企画するなど、地域の社会活動に積極的に取り組んでいる。 ・県内各地の勤労青少年ホームと交歓会等を通し交流を図り、情報収集に努めている。 ・市文化センター及び市老人福祉センターとの連携体制も適切に構築されており、3館の役員調整会議を開催し、連携体制をより強化した。 ・鶴ヶ城公園東口駐車場について、利用拡大やトラブル対応についての打合せを定期的で開催している。 ・施設の受水槽事故が発生した際、3館及び関係機関と連携して問題解決に向けた対応を行った。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、施設の利用を一定期間中止し、感染防止に注力した。 コロナ対応策としては、3館及び市と連携して、感染症対策に伴う利用許可の取消しについては、料金の全額を返金するなど適切に対応を行った。 ・今後、他団体と連携を更に強化し、コロナ対策等を含めた施設運営に取り組みたい。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

VI 総合評価		
1 総合評価		
指定管理者として適切な管理運営を行っており、利用者サービスの向上や効率化が十分に図られているか。		
自己評価	指定管理者コメント	評価の指標
S	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設として、また自治体の職務代行者（指定管理者）として適切な管理運営を行っている。 ・基本方針や設置目的を十分に理解し、「会津若松市勤労青少年ホーム条例」及び「指定管理者業務仕様書」に基づき、勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進の為に適正なソフト事業、交流の場を提供する為に適正な施設管理を実施し、市民サービスの質の向上に努めている。また複合施設であることから三館で協力、連携し効率化、合理化にも努め管理運営を行っている。複合施設管理業務においては、その取りまとめを行っている。会津能楽堂の共通経費にかかる取りまとめも行っている。 ・連絡会活動（イベントや会議等）やクラブ活動に職員も積極的に参加し、利用登録者とのコミュニケーションを図り、意見を抽出し利用者サービスの向上が図られるよう常に努めている。また、連絡会活動の機会やクラブ数が増えるよう取り組んでいる（令和元年度2クラブ設立）。 ・研修会への参加や、公共施設予約システムの導入等、積極的な取組みによりサービス向上、業務の効率化及び業務品質の向上を図っている。 ・上記（2サービス内容の向上、II-3利用者からの意見抽出、苦情等の処理、II-5自主事業の実施状況）のとおり、利用者のニーズ把握に努め、利用者の立場にたったサービス向上や苦情への対応、備品や消耗品の購入、修繕等を実施し、利用拡大を図っている。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

最終評価	所見	
A	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員が勤労青少年ホームの設置目的を理解し、目的達成に向け、利用者のサービス向上に積極的に取り組んでいる。また、市文化センター及び市老人福祉センターと連携しながら円滑かつ適切に施設の管理運営にあたっている。施設の修繕等については、日頃から修繕箇所の把握に努め、利便性向上や安全性に配慮し、適切かつ計画的に取り組んでいる。 ・事業実施にあたっては、職員自ら連絡会活動等に参加し、利用者からの意見抽出やニーズの把握に努め、利用者の視点に立った事業内容等の改善を図っている。生活スタイルの多様化等から利用登録者の増加は難しい状況にある中、利用登録者の拡大に向け、「あしすと」の会員拡大の取り組みと連動しながら、地道に企業等を訪問しPR活動のほか、連絡会活動や各種講座等を通じた事業内容の充実に向け、積極的に取り組んでいる。 ・連絡会活動やクラブ活動等の活性化に向け、利用者の積極的な参加促進を図っていくことが期待される。 	

指定管理者評価シート

R01(勤労青少年ホーム)

総合評価の算定方法

① I から V までの各項目の最終評価を、次の基準により点数化します。

S ランク = 4 点 A ランク = 2 点 B ランク = 0 点 C ランク = - 2 点

例 (X財団) S が 4 項目、A が 10 項目、B が 1 項目、C が 0 項目の場合、得点は 36 点
(Y 社) S が 1 項目、A が 7 項目、B が 3 項目、C が 4 項目の場合、得点は 10 点

② 次に平均点を算出します。

例 (X財団) 得点 36 点 / 評価項目 15 項目 = 平均 2.4 点
(Y 社) 得点 10 点 / 評価項目 15 項目 = 平均 0.67 点

③ ②の平均点に応じ、次の区分により総合評価のランク付けを行います。

S ランク 平均点 \geq 3 点 (ただし、C ランクが 1 項目でもある場合は A ランクとする。)

A ランク 3 点 $>$ 平均点 \geq 1.3 点

B ランク 1.3 点 $>$ 平均点 \geq 0 点

C ランク 0 点 $>$ 平均点

例 (X財団) 総合評価 A ランク
(Y 社) 総合評価 C ランク